

生食発 1012 第 4 号
令和 2 年 10 月 12 日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

「フグの衛生確保について」の一部改正について

フグの取扱いについては、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知) (以下「局長通知」という。) 及び「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知) により通知しているところです。

このうち、ナシフグについては、これまで有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限り、販売等を認めているところですが、漁業法改正に伴い局長通知別表1の2を別紙のとおり改正しましたので、その取扱いについて遺漏のないよう配意いただくとともに、関係者への周知方よろしくお願いします。

なお、長崎県及び熊本県のナシフグ取扱い要綱は、別添のとおりの一部改正がされたので御了知願います。

別紙

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>別表1の2 処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び可食部位（漁獲海域が限定されているもの。）</p> <p>(略)</p>	<p>別表1の2 処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるフグの種類及び可食部位（漁獲海域が限定されているもの。）</p> <p>(略)</p>
<p>注1 1 <u>有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。</u></p> <p>ア <u>長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線</u></p> <p>イ <u>熊本県染岳から高松山三角点に至る直線</u></p> <p>ウ <u>熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線</u></p> <p>エ <u>熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線</u></p> <p>2 <u>橘湾とは、長崎県瀬詰先から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。</u></p> <p>注2～注3 (略)</p>	<p>注1 <u>有明海とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第4項に規定する海面のうち、長崎県及び佐賀県の県境から熊本県及び福岡県の県境に至る直線より南側の海面をいう。橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。</u></p> <p>注2～注3 (略)</p>